

## 使用承諾契約書

中古品としての販売、オークションへの出品、レンタル（貸し出し）、譲渡はできません。

この契約書は、お客様（個人・法人を問いません。以下、甲とします）と、株式会社ぼーぐなん（以下、乙とします）との間に締結される法的な契約書です。

本ソフトウェア製品（デジタル教材）を開封した段階で、甲は本使用承諾書に同意されたことになり、以下の事項を遵守いただく義務が発生いたします。

### 1. 使用承諾

- 1) 本ソフトウェア製品は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本ソフトウェア製品は使用が許諾されるもので、販売されるものではありません。
- 2) 甲が本ソフトウェア製品の購入によって取得する権利は、使用权のみであり、その著作権、販売権など一切の権利は移動されません。
- 3) 乙は、本ソフトウェア製品を、甲がユーザー登録した同一住所内に立地する建物内の全てのコンピューター上に組み込むことを許諾します。また、授業準備等、その運用のために必要であれば、甲に属する個人が自宅のコンピューターに取り込むことも許諾しますが、学会等での発表を除き、本ソフトウェア製品のユーザー登録をした住所以外での電子ボード上での使用は許可しません。

### 2. 著作権

- 1) 本ソフトウェア製品が提供している全てのプログラム及びデータの著作権は乙が保有します。
- 2) 乙は、甲が使用許諾を請けた範囲内で使用する場合に限り、データの一部または全部の変更を認めます。但し、その行為によって起こるいかなる結果について乙は一切責任を負いません。
- 3) 甲は、上記2) 項によって一部あるいは全部を変更されたデータの再販・譲渡・配布を行えません。

### 3. その他の条件

- 1) 甲は、本ソフトウェア製品を第三者に販売・譲渡・貸与または使用許諾することはできません。
- 2) 甲は、プログラムをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

### 4. 品質保証

- 1) 甲が本製品を購入された日から 90 日以内に限り、乙が想定した使用の範囲において、乙が提供したままのデータの形で使用中にデータの不具合が発見され、それを乙が認めた場合は、同一仕様の本製品と無償で交換いたします。
- 2) 本製品の使用によって生じたいかなる結果も乙は責任を行わないものとします。上記1) 項が、乙が行う唯一の保証です。

### 5. 合意管轄

この契約に関して訴訟の必要が生じた時は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-8 パークサイドビル 20C  
株式会社ぼーぐなん 代表取締役 関根智一  
TEL (代表) 03-3983-7151 <http://www.borgnan-eigo.com>